

制度の現状

我が国においては、「小型／中型ビジネスジェット機」を、顧客との個別の契約に基づいてチャーター便の運航に用いる場合であっても、有償で旅客を運送する事業は航空運送事業に該当することから、航空機の要件、運航管理の方法等について、大枠として国際民間航空条約の附属書 6 第 1 部に定められた国際標準に準拠するとともに、詳細については連邦航空規則第 121 部と概ね同等の規制（同第 135 部よりも厳しい規制）を設けている。

措置

顧客との個別の契約に基づいて「小型／中型ビジネスジェット機」を用いて行うチャーター便に係る規制については、連邦航空規則第 135 部等諸外国の安全基準を参考にするとともに、国際民間航空条約の附属書 6 第 1 部（国際商業航空運送）に定められた国際標準に適合すること、我が国の環境に即した航空の安全を確保すること等に配慮しつつ、規制の見直しについてその可否を含め、検討を行う。

安全に関する問題であり、諸外国の制度の調査結果、我が国における「小型／中型ビジネスジェット機」の運用実態・周辺環境等を踏まえて慎重に検討する必要があることに配慮しつつ、規制の見直しについてその可否を含め、検討を行い、平成 20 年度中に結論を得る。